

第24回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	平成29年3月27日 13:30~14:30									
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室									
3. 出席委員	1番 吉田 重喜委員 2番 河崎 忠委員 3番 田井 博行委員 4番 福西 範委員 5番 田井 克廣委員 6番 三木 均委員 7番 浅野 徳昭委員 8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員 10番 佐藤 裕司委員 11番 松下 裕幸委員 13番 細川 裕委員 14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員 16番 松永 征明委員 18番 菊池 利治委員 19番 大坂 博文委員 20番 稲場 洋二委員 (以上 18名)									
4. 欠席委員	12番 佐藤 泰正委員	21番 成田 俊英委員	(以上 2名)							
5. 参 与 者	農業委員会事務局 事務局長 大西 俊二 事務局長補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏 主査 佐藤 賢二 農地業務担当員 小泉真由美 (以上 5名)									
6. 議事日程	会議録署名委員の指名 18番 菊池 利治委員 19番 大坂 博文委員  会期決定について 平成29年3月27日（1日）  会務概要報告  報告第68号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第69号 現況証明願について（市街化区域） 報告第70号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について 報告第71号 農業委員会のあっせん証明願について 報告第72号 農業経営証明願について 議案第95号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第96号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議案第97号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について 議案第98号 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果について 議案第99号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定について 議案第100号 釧路市都市計画審議会委員の推薦について									

議長  
野村会長

それではお時間になりましたので始めさせていただきます。  
お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。  
総会開催の前に先週札幌市で開催された一般社団法人北海道農業会議第82回総会において、稻場委員と細川委員が農業委員の部の永年勤続表彰を受けておりますので、お二人から一言ずつお願ひ致します。

(稻場委員、細川委員より受賞挨拶があった)

議長  
野村会長

はい、表彰おめでとうございました。  
お二人には引き続き農業委員としてご活躍頂けると期待しております。  
それではただ今より第24回釧路市農業委員会総会を開催致します。  
本日の出席者は18名です。  
議事録署名人に18番、菊池利治委員、19番、大坂博文委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。  
なお会期は本日3月27日の1日と致します。  
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局  
大西事務局長

会務概要報告を行います。  
議案書2ページ目をご覧下さい。

(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長  
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について何か聞きたいことはありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が5件ございます。  
初めに報告第68号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは議案書の3ページにございます、報告第68号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。  
農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において合意解約した場合は、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨、農業委員会に通知することになっております。  
今回は、音別地区で1件の通知がありました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページ、6ページにございます。  
[REDACTED]が所有する[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の農地について、借主であります[REDACTED]との間で、平成29年3月8日に合意解約を行い、同日通知がありました。

以上、1件の合意解約について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第68号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求める。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に報告第69号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書の7ページにございます、報告第69号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届け出れば、足りることとなっています。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。

議案書8ページ目の表の1番は、資料が9ページから11ページにございます。

市街化区域内の[REDACTED]、の1筆、公簿地目が畠になっております[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者の[REDACTED]の代理人であります[REDACTED]より現況証明願があり、2月24日に事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり利用状況は建築済地でしたので、2月28日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に議案書8ページ目の表の2番は、資料が9ページ、12ページ、13ページにございます。

市街化区域内の[REDACTED]、公簿地目が畠になっております[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者の[REDACTED]の代理人であります[REDACTED]より現況証明願があり、3月3日に事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり利用状況は建築済地でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に議案書8ページ目の表の3番は、資料が9ページ、14ページ、15ページにございます。

市街化区域内の[REDACTED]の1筆、公簿地目が畠になっております[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者の[REDACTED]の代理人であります[REDACTED]より現況証明願があり、3月9日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外で

あり、利用状況は建築済地でしたので、3月13日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上3件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第69号「現況証明願」について質問等を求めるます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に、報告第70号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告してください。

事務局

大西事務局長

議案書16ページにございます、報告第70号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告致します。

今回、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が14件ありました。

議案書17ページの別表のとおり過去に経営移譲により農地の贈与を受け、納税猶予の適用を受けております表の1番████████、他13名から農地の贈与税及び不動産取得税の納税猶予の継続届出書を釧路税務署並びに釧路総合振興局に提出するため、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の申請があつたもので、農地基本台帳により確認をし、引き続き農業経営を行っている旨それぞれ記載の日付で会長専決により証明したことを報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第70号「引続き農業経営を行っている旨の証明願」について質問等を求めるます。

委員

細川委員

交付枚数が1枚の人と2枚的人がいるが、違いは何か。

事務局

秋元主査

不動産取得税の徴収猶予継続届のみの方は1枚ですが、その他に贈与税の納税猶予継続届も提出する方は2枚必要となります。

議長

野村会長

他に質問等はありませんか。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に報告第71号「農業委員会のあっせん証明願」について報告して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書18ページ目にございます報告第71号「農業委員会のあっせん証明願」について報告致します。

今回は、阿寒地区で1件ございました。

議案書19ページの別表の1番は、[REDACTED]より農地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、農業委員会のあっせん証明願いの申請がございました。

1番につきましては、平成28年5月31日開催の第14回総会、議案第57号の7番で農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画により、[REDACTED]

[REDACTED]他1筆、合計 [REDACTED]m<sup>2</sup>の農地について、[REDACTED]円で[REDACTED]へ売買による所有権移転を行うことについて、審議の結果、可決されております。

なお、証明に当たっては農地基本台帳で確認し、農業委員会のあっせんによる農地の譲渡である旨、会長専決処理により証明を致しましたので報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第71号「農業委員会のあっせん証明願」について質問等を求めるます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問が無いようですので、次に、報告第72号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは議案書20ページにございます、報告第72号「農業経営証明願」について報告致します。

今回は、阿寒地区で2件、音別地区で1件の申請がありました。

議案書21ページの別表の1番は、[REDACTED]の[REDACTED]

[REDACTED]代表取締役 [REDACTED]から外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために、平成29年3月6日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、議案書21ページの別表の2番は、[REDACTED]の[REDACTED]より、外国人技能実習生制度の活用のため農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために、平成29年3月9日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、議案書21ページの別表の3番は、[REDACTED]の[REDACTED]より、外国人技能実習生制度の活用のため農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために、平成29年3月9日に申請があり、農地基本台帳によ

り農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、3件の農業経営証明願について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第72号「農業経営証明願」について質問等を求めるます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、統いて議案の審議に入ります。

議案第95号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。  
事務局より説明して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書22ページ目にございます、議案第95号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

今回は、音別地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

議案書23ページの表の1番は、資料が議案書の24ページから28ページにございますが、[REDACTED]が所有する[REDACTED]他18筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の農地について経営移譲に伴い、ご子息の[REDACTED]に許可の日から10年間、使用貸借を行うものです。

なお、[REDACTED]の所有地、経営地は釧路市と白糠町にまたがっており、白糠町農業委員会でも同様に経営移譲に伴う手続きが行われております。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」についてご審議を頂きたく、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から提案のありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の吉田委員に報告を求めます。

委員

吉田委員

調査報告いたします。

平成29年3月6日、音別地区農業委員6名及び事務局2名により調査及び協議を行いました。

申請の内容は、白糠町和天別で農業経営を行っている[REDACTED]の音別に有る所有地を、子である[REDACTED]に使用貸借して経営移譲年金を受給するものであり、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可相当という結論となりましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお白糠町の所有地は、農地法第3条により3月15日に白糠町農業委員会総会に

	て可決決定されており、白糠町と足並みを合わせたかたちになっております。
議長 野村会長	それでは、1番について審議します。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決します。 議案第95号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長 野村会長	総数と認め、議案第95号「農地法第3条の規定による許可申請」については原案のとおり決定致いたします。
	それでは次に、議案第96号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。
	事務局より説明して下さい。
事務局 阿部局長補佐	それでは、議案書の29ページにございます、議案第96号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。 今回は、釧路地区で1件、音別地区で2件の計画がございます。 議案書30ページの表の1番ですが、資料は31ページ、32ページにございます。 [REDACTED]が所有する[REDACTED]の1筆、[REDACTED]m <sup>2</sup> の農用地について、 [REDACTED]に年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものでございます。 次に、議案書30ページの表の2番ですが、資料は33ページ、34ページにございます。 [REDACTED]が所有する[REDACTED]の1筆、[REDACTED]m <sup>2</sup> の農地について、 [REDACTED]に年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものでございます。 次に、議案書30ページの表の3番ですが、資料は33ページ、35ページにございます。 [REDACTED]が所有する[REDACTED]他1筆、合計[REDACTED]m <sup>2</sup> の農地について、 [REDACTED]に年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものでございます。 以上3件の農用地利用集積計画の決定について、ご審議を頂きたくよろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	それでは、ただいま事務局から説明のありました議案第96号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、一括して審議致します。 質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第96号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の1番から3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。

それでは次に、議案第97号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
阿部局長補佐

それでは、議案書の36ページにございます、議案第97号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について説明致します。

農用地利用集積計画書の2番共通事項では「解約権の留保の禁止」で、利用権設定期間中の解約はできないこととなっております。

また、「利用権に関する事項の変更の禁止」で、利用権に関する事項の変更はできないこととなっておりますが、「双方及び市」が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではないとされています。

さらに「その他」で農用地利用集積計画書に定めのない事項、及び疑義が生じた場合は、「双方及び市」が協議して定めることになっております。

今回は、阿寒地区で1件の変更がございます。

議案書37ページの表の1番ですが、資料は議案書の38ページから42ページにございます。

平成29年1月31日開催の第22回総会、議案第91号にて審議を行い、平成29年2月1日に釧路市告示第31号で告示された、[REDACTED]が所有する[REDACTED]他6筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の農地について、[REDACTED]との間で年間[REDACTED]円、期間は10年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、[REDACTED]の1筆、[REDACTED]m<sup>2</sup>の農地を加え賃貸借料を[REDACTED]円とするものです。

以上1件の農用地利用集積計画の変更についてご審議を頂きたく、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました農用地の利用集積計画の変更について審議を致します。

質問、意見を求めます。

委員 委員一同	なし
議長 野村会長	<p>質問がないようですので、採決致します。</p> <p>議案第97号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願い致します。</p> <p>(全員举手)</p>
議長 野村会長	<p>総数と認め、原案のとおり決定致します。</p> <p>次に議案第98号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について説明して下さい。</p>
事務局 阿部局長補佐	<p>それでは、議案書43ページにございます、議案第98号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」についてご説明致します。</p> <p>平成21年12月施行の改正農地法により農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないこととなっております。</p> <p>資料は44ページにございますが、今年度の利用状況調査は釧路、阿寒、音別の3地区で10月11日から10月26日にかけての、延11日間調査を行いました。</p> <p>調査農用地面積は、釧路地区が約 [REDACTED] ha、阿寒地区が約 [REDACTED] ha、音別地区が約 [REDACTED] haで合計農地面積は約 [REDACTED] haでした。</p> <p>このうち、遊休農地は4筆合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>ございましたが、荒廃農地はございませんでした。</p> <p>遊休農地につきましては、1号遊休農地と2号遊休農地の区分けがございます。</p> <p>1号遊休農地は、農地法第32条第1項第1号に規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」と規定されており、2号遊休農地は、農地法第32条第1項第2号に規定する「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」で1号遊休農地を除くものとなっております。</p> <p>これら4筆につきましては、1号遊休農地と判断しておりますが、いずれも現在実施計画中の緊急国営農地再編整備事業予定区域内にございまして、これら4筆を取り込んだ形での実施計画となる予定となっています。</p> <p>従いまして「再生可能」であるか、「再生困難」であるかの判断につきましては、意向調査で緊急国営農地再編整備事業により「再生可能」であり、農地中間管理機構との協議の勧告は行わないことと致します。</p> <p>以上、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長 野村会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、本調査に参加された各委員の皆様におかれましては大変ご苦労様でした。</p>

それでは、早速、利用状況調査の結果について審議致します。  
質問、意見を求める。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので採決致します。

議案第98号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、原案のとおり利用状況調査の結果について決定致します。

今後も、皆様におかれましては日常の活動の中での点検をよろしくお願い致します。

次に議案第99号、「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
阿部局長補佐

それでは、議案書45ページにございます、議案第99号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」についてご説明致します。

46ページと47ページをご覧下さい。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め農林水産省令で定めるところによりこれを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5項の別段の面積として設定できることになりました。

このことにつきまして、平成22年12月22日付けの農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施」において農業委員会は毎年、別段の面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

現在釧路市は、別段の面積は定めておらず、農地法第3条第2項第5号の規定されている、北海道において農地の売買等に対する下限面積である2ヘクタールとしております。

これまで、別段の面積は定めない主な理由と致しましては、別段の面積を定める基準である農地法施行規則第17条第1項第3項の規定に準じて、市内の農家で2ha未満の農地を耕作している農家が全農家数のおおむね4割を下回っていること、最低限自立を目指す農業経営に必要な農地面積であり、また地域の農地の集積化の推進等が上げられております。

なお、平成27年2月、第4期第32回総会において、当時の[ ]

より別段の面積を30アールにしてはどうかという提案があり、平成28年3月23日、第5期第12回総会において再び審議した結果、別段の面積は定めないこととに決定しております。

平成29年度の別段の面積の設定又は修正の必要性について、ご審議の程よろしく

	お願い致します。
議長 野村会長	それでは議案第99号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について審議致します。 質問、意見を求めます。
委員 細川委員	以前話が出た様に必要性がないこととなつたため、別段の面積の設定は必要ないのではないか。
議長 野村会長	過去に30アールという話が出たが、2ヘクタール以下で農業が成り立つかどうかの話が出た。 30アールでは農業は不可能ということになり、今まで通りで良いと思われる。 その他に質問意見はありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので採決致します。 議案第99号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」については、別段の面積の設定は行わないということで決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長 野村会長	総数と認め、議案第99号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」については新たに設定を行わないということで決定いたします。 次に、議案第100号「釧路市都市計画審議会委員の推薦」について事務局より説明して下さい。
事務局 阿部局長補佐	議案書48ページにございます、議案第100号「釧路市都市計画審議会委員の推薦」について説明致します。 都市計画法第77条の2の規定により、市町村は、市町村都市計画審議会を置くことができます。 釧路市都市計画の組織については、釧路市都市計画審議会条例第2条に規定されておりますが、現委員の任期が平成29年3月末で終了するため、釧路市長より釧路市都市計画審議会委員の推薦依頼がございました。 任期は、平成29年4月1日より平成31年3月31日の2年間となっております。 また現在は、福西委員が同審議会委員となっております。

	次期釧路市都市計画審議会委員の推薦について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	ただいま事務局から説明がありました議案第100号「釧路市都市計画審議会委員の推薦」について審議致します。 質問、意見を求めるます。
委員 佐藤裕司委員	福西範委員にお願いしたい。
議長 野村会長	その他、質問、意見はありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	それでは、議案第100号「釧路市都市計画審議会委員の推薦」について、福西範委員を推薦することに賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長 野村会長	総数と認め、福西範委員を新たな釧路市都市計画審議会委員に推薦するということで決定致します。 これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。 なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成29年3月27日

議長

署名委員

署名委員

